

令和8年3月13日
午前10時00分開議
於 議 場

1 出席議員は次のとおりである（16名）

1番	伊藤千春	2番	柴田英里
3番	鈴木りつか	4番	平居ゆかり
5番	横井克典	6番	板倉克典
7番	那須英二	8番	加藤明由
9番	小久保照枝	10番	堀岡敏喜
11番	佐藤仁志	12番	江崎貴大
13番	加藤克之	14番	高橋八重典
15番	早川公二	16番	平野広行

2 欠席議員は次のとおりである（なし）

3 会議録署名議員

16番	平野広行	1番	伊藤千春
-----	------	----	------

4 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

市長	安藤正明	副市長	村瀬美樹
教育長	高山典彦	総務部長	伊藤淳人
市民生活部長	飯田宏基	健康福祉部長兼 福祉事務所長	安井幹雄
教育部長	渡邊一弘	監査委員 事務局長	水谷繁樹
総務課長	横江兼光	財政課長	村田健太郎
人事秘書課長	神野忠昭	企画政策課長	佐藤文彦
防災課長	太田高士	税務課長	岩田繁樹
収納課長	細野秀樹	市民課長兼 十四山支所長兼 鍋田支所長	下里真理子
環境課長	梅田英明	市民協働課長	藤井清和
観光課長	伊藤信哉	保険年金課長	中野修
健康推進課長	木村仁美	福祉課長	後藤浩幸
介護高齢課長	富居利彦	児童課長	伊藤一幸
総合福祉 センター所長兼 十四山総合福祉 センター所長兼 いこいの里所長	中山義之	産業振興課長	上田忠次

土木課長	西尾一泰	都市整備課長	三輪秀樹
下水道課長	早川昇作	会計管理者兼 会計課長	田口邦郎
学校教育課長	飯塚義子	生涯学習課長兼 十四山スポーツ センター館長	梶浦智也
歴史民俗資料館長兼 図書館長	田畑由美子		

5 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会議務局長	佐野智雄	議事課長	浅野克教
書記	鈴木悦子		

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第1号 令和8年度弥富市一般会計予算
- 日程第3 議案第2号 令和8年度弥富市土地取得特別会計予算
- 日程第4 議案第3号 令和8年度弥富市国民健康保険特別会計予算
- 日程第5 議案第4号 令和8年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第6 議案第5号 令和8年度弥富市介護保険特別会計予算
- 日程第7 議案第6号 令和8年度弥富市下水道事業会計予算
- 日程第8 議案第7号 弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第8号 弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第9号 弥富市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第10号 弥富市職員等の旅費に関する条例の全部改正について
- 日程第12 議案第11号 弥富市ふるさとやとみ応援基金条例の制定について
- 日程第13 議案第12号 弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第14 議案第13号 弥富市運動広場条例の一部改正について
- 日程第15 議案第14号 調停の申立てについて
- 日程第16 議案第15号 弥富市立保育所条例の一部改正について
- 日程第17 議案第16号 弥富市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第18 議案第17号 弥富市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第19 議案第18号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

- 日程第20 議案第19号 弥富市介護保険条例の一部改正について
- 日程第21 議案第20号 弥富市木曾川用水濃尾第二施設改築基金条例の制定について
- 日程第22 議案第21号 市道の認定について
- 日程第23 議案第22号 令和7年度弥富市一般会計補正予算（第11号）
- 日程第24 議案第23号 令和7年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第25 議案第24号 令和7年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第5号）
- 日程第26 議案第25号 令和8年度弥富市一般会計補正予算（第1号）
- （追加日程）
- 日程第27 発議第1号 公共工事入札問題調査特別委員会の設置について

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（堀岡敏喜君） ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（堀岡敏喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第88条の規定により、平野広行議員と伊藤千春議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第1号 令和8年度弥富市一般会計予算

日程第3 議案第2号 令和8年度弥富市土地取得特別会計予算

日程第4 議案第3号 令和8年度弥富市国民健康保険特別会計予算

日程第5 議案第4号 令和8年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算

日程第6 議案第5号 令和8年度弥富市介護保険特別会計予算

日程第7 議案第6号 令和8年度弥富市下水道事業会計予算

日程第8 議案第7号 弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

日程第9 議案第8号 弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

日程第10 議案第9号 弥富市職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第11 議案第10号 弥富市職員等の旅費に関する条例の全部改正について

日程第12 議案第11号 弥富市ふるさとよみ応援基金条例の制定について

日程第13 議案第12号 弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

日程第14 議案第13号 弥富市運動広場条例の一部改正について

日程第15 議案第14号 調停の申立てについて

日程第16 議案第15号 弥富市立保育所条例の一部改正について

日程第17 議案第16号 弥富市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第18 議案第17号 弥富市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第19 議案第18号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第20 議案第19号 弥富市介護保険条例の一部改正について

日程第21 議案第20号 弥富市木曾川用水濃尾第二施設改築基金条例の制定について

日程第22 議案第21号 市道の認定について

日程第23 議案第22号 令和7年度弥富市一般会計補正予算（第11号）

日程第24 議案第23号 令和7年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第25 議案第24号 令和7年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第5号）

日程第26 議案第25号 令和8年度弥富市一般会計補正予算（第1号）

○議長（堀岡敏喜君） この際、日程第2、議案第1号から日程第26、議案第25号まで、以上25件を一括議題といたします。

本案25件は既に提案をされておりますので、これより質疑に入ります。

通告に従い、発言を許可します。

まず、横井克典議員。

○5番（横井克典君） 5番 横井克典でございます。

皆さん、改めまして、おはようございます。

私のほうから、議案第13号及び議案第15号について質問をさせていただきます。

まず、議案第13号弥富市運動広場条例の一部改正について、3点伺います。

1点目、十四山グランド及び文化広場市民グランドに設置されている夜間照明について、それぞれ設置後年数が何年経過しているかお尋ねいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 十四山グランドは昭和61年に設置されており、40年が経過しております。

また、市民グランドの照明につきましては昭和56年に設置されており、45年が経過しております。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 続きまして2つ目、直近3年間における十四山グランド及び文化広場市民グランドの夜間照明の利用回数について、それぞれ何回やったのかお尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 十四山グランド夜間照明について、令和5年度は8回、令和6年度は1回、令和7年度は8回であります。

また、市民グランド夜間照明については、令和5年度は211回、令和6年度は203回、令和7年度は令和8年2月末現在で177回でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 3点目です。

仮に十四山グランドの夜間照明設備を更新する場合、見込まれる工事費用は幾らになるのか。また、その工事した場合、財源内訳はどのようになるのかお尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 水銀灯対応夜間照明からLED対応夜間照明に更新した場合、約3億3,600万円になります。

また、財源内訳につきましては、活用できる補助金がなく、全額一般財源となります。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） ありがとうございます。

詳細につきましては、また厚生文教委員会のほうでお尋ねさせていただきますので、よろしくをお願いします。

続きまして、議案第15号、保育所条例の一部改正についてであります。

2点質問させていただきます。

直近3か年におきまして、延長保育事業を利用している保護者が納付した延長保育利用料及び一時保育事業に利用している保護者が納付した利用料について、1月当たり3,000円または4,000円を超えていた事例があったのか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） このたびの改正は、乳児等通園支援事業の利用料の上限を条例に定めることに合わせ、従来から上限額を別途定めておりました延長保育利用料及び一時保育利用料の上限額を同額で明記するもので、制度の改正を伴うものではないかと存じます。

なお、これまでに延長保育利用料1月当たり3,000円または一時保育利用料1時間当たり400円を超えていた事例はございません。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 議案第13号、15号について質問しました。ありがとうございます。

以上で質疑を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） 次に、那須英二議員。

○7番（那須英二君） 7番 那須英二。

通告に従いまして、議案質疑させていただきます。

まず、議案第11号です。

ふるさとやとみ応援基金の条例を制定されるということなんですが、要はふるさと納税の関連だと思えますけれども、この寄附者の意向を反映するためにこうした基金をつくりたいということですが、この寄附者の意向というのはどのように把握される予定なんですか、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） ふるさと納税ポータルサイト及び紙面での寄附金申込みにおいて、寄附者が寄附を行う際に希望の用途を選択できるようにしております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 寄附者が希望の用途に対して選択できるということです。

ただ、寄附者というのは1人じゃないと思うんですけども、その場合、複数人になった場合、その意向というのは様々な分野にまたがると思います。

そうするとこの基金に入れると使うときに誰がどう判断して使うことになるんでしょうか。そして、その際に、この人には意向がそぐったけれども、この人には意向がそぐわないという可能性が出てくるとありますがそういう可能性に対してどう説明していくんでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 本市のふるさと納税におきましては、寄附を行っていただく際に希望の使途を選択できるようにしております。

1つの基金に積立てを行い、希望された人ごとの金額を管理し、予算編成の際に使途に応じた活用を検討してまいります。

なお、使途につきましては、行政分野単位での選択肢を用意し、その中で希望するものを選択していただくことから、意向にそぐわないという想定はしておりません。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今、説明聞いていますと、要するにこのふるさとやとみ応援基金の中に幾つかの分野でストックされていくと、そういうイメージでよかったですか。確認です。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） お見込みのとおりでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 分かりました。

じゃあ、続きます。

違う議題ですけど、先ほど横井議員からもありました議案第13号です。

十四山グラウンドのナイター設備が使えなくなるということですので、そうなった場合、このナイターや夜間使用などの代替地、回数としては多くなかったんですけども、その代替地などは今考えているんでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 十四山グラウンドを利用している団体には、市民グラウンドを利用させていただくよう説明をしております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 市民グラウンドを利用するということでした。

じゃあ続いて、議案第14号調停の申立てについてですけども、弥生小学校の土地がなかなか折り合いがつかなかったということでしたが、借地料の関係で折り合いがつかなかった

のかなというふうに推察することができますが、その中身として、借地料が例えば幾らから幾らにしたいとか、そういう相談があったのか。その際に誰がどのような説明あるいは交渉を行ったのか教えてください。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 具体的には希望の借地料はお示しをいただいておりますが、現状の借地料では折り合えないほどの隔たりがあると伺っています。

また、対応につきましては、私が行っております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今、現状、市の規定として、じゃあどういう基準でこれを貸し出すといった規定があって、その中で今まで借地料としては決めていた。それはどこの人がやっても同じ規定であるのでしょうか。その規定の中身って示せるのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 本件について、その借地の算定根拠につきまして、年額で固定資産税課税標準額に1,000分の65の率を乗じて得た額の円未満切捨ての金額でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） そういった決まった基準から、今回その基準では駄目だというふうで地主が言われたから調停に入るということで理解しました。

では、続きます。

議案第19号です。

弥富市介護保険の条例の一部改正ということで、この説明を見ると、市町村民税の非課税世帯の方の課税が課されていないものの基準を設けるということで書いてありました。今までの運用と何が違うのでしょうか。

今までは非課税世帯の方も介護保険料というのは決まっていたかと思いますが、今までの違いを教えてください。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） このたびの条例改正は、令和7年度税制改正において給与所得控除の見直しがされたことによる介護保険料の算定への影響に対応するため、介護保険法施行令の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

この条例改正により、令和8年度の介護保険料の算定に限り、給与収入が55万1,000円以上190万円未満の方は、介護保険料の算定基準となる合計所得金額が税制改正前の水準まで引き上げられ、また市町村民税の課税非課税段階の判定についても同様に、税制改正前の基準に基づいて計算されるものでございます。

そのため、税制改正の影響により、令和8年度の市町村民税が非課税となった場合でも、

介護保険料の所得段階は課税と判定されることがございます。

なお、第9期介護保険事業計画期間における保険料額等を変更するものではございません。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） そうしますと、今の国の施策によって、所得控除によってその上限が引き上げられるということから、今、課税の世帯が非課税世帯になると。その非課税世帯になっても、介護保険料は非課税の世帯の扱いで課税しないよということだと思っておりますが、やはり非課税世帯になるということはそれだけ大変だと思うのでそれを準じて介護保険料を非課税世帯に合わせるということのは、市独自で合わせるということではできないのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 富居介護高齢課長。

○介護高齢課長（富居利彦君） 今回の改正につきましては、介護保険施行令の改正に伴い全市町村が一律に実施するもので、特に今御質問の低所得者の課税、課税というか、段階をここで決めるものではありませんので、今回その改正ではないということです。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 介護保険料の基準段階を変えることじゃないということで、それは理解しました。

ただ、現実として、所得控除が多くなったことによって非課税の世帯になる家庭が出てくるということですね。そういう非課税になったのに非課税が適用されないという説明だったと思うんですが、やっぱり非課税になるなら、なぜ介護保険料非課税枠に入らないのかということでは非課税枠に入ることがなぜ市としては認められないのかということなんですけど。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） ただいまの質問でございますけれども、こちらにつきましては、国一律で対応するものでございますので、弥富市独自にということではございません。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 弥富市独自ではできないということですので、終わります。ありがとうございました。

○議長（堀岡敏喜君） 他に質疑のある方はございませんか。

[挙手する者なし]

○議長（堀岡敏喜君） 質疑のないことを確認いたしましたので、質疑を終結します。

本案25件は、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託をいたします。

江崎貴大議員から発議第1号が提出をされました。

お諮りをいたします。

これを直ちに日程に追加し、議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号を本日の日程に追加をし、議題とすることに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第27 発議第1号 公共工事入札問題調査特別委員会の設置について

○議長（堀岡敏喜君） この際、日程第27、発議第1号を議題といたします。

本案は議員提案ですので、提出者である江崎貴大議員に提案理由の説明を求めます。

江崎貴大議員。

○12番（江崎貴大君） 発議第1号公共工事入札問題調査特別委員会の設置について、提案理由を申し述べます。

地方自治法第109条及び弥富市議会委員会条例第6条に基づきまして、公共工事入札問題及び再発防止対策に関する事項の調査をするために、委員定数8名をもって設置するものでございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堀岡敏喜君） これより質疑に入ります。

質疑のある方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

お諮りします。

本案は、その性質上、委員会付託を省略し、直ちに採決するとともに、可決された場合の委員の選任については、委員会条例第8条の規定により、議長において指名をしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会への付託を省略し、直ちに採決するとともに、委員の選任は議長において指名することに決しました。

これより討論に入ります。

討論のある方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

発議第1号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号は原案のとおり可決をされました。

ここで議事整理のため暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時15分 休憩

午前10時18分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

お諮りします。

ただいま設置をされました公共工事入札問題調査特別委員会の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり、平野広行議員、高橋八重典議員、江崎貴大議員、佐藤仁志議員、小久保照枝議員、板倉克典議員、横井克典議員、平居ゆかり議員の8人を委員に指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、公共工事入札問題調査特別委員会は、ただいま指名をいたしましたとおり、選任をすることに決しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

ただいま指名をいたしました公共工事入札問題調査特別委員会の委員の皆様は、本会議終了後、直ちに議会運営委員会室におきまして第1回目の委員会の開催をお願いします。

これをもって本日の会議は散会します。お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時19分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 堀岡敏喜

同 議員 平野広行

同 議員 伊藤千春

